

糸魚川市内の昨年の 水田の賃借料参考額

令和5年1月から令和5年12月までに締結・公告された農地(田)賃貸借における10a当たりの賃借料の水準は次の表のとおりです。

「賃借料情報」は賃借料の範囲を定めるものではありません。

個々の事情を勘案して貸し手・借り手で協議のうえ決定してください。

【令和5年賃借料情報】

(田10a当たり)

地区名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆数)
浦本地区	—	—	—	—
下早川地区	9,900	15,300	3,900	209
上早川地区	8,200	11,600	4,000	91
大和川地区	—	—	—	—
西海地区	7,500	11,200	3,100	155
糸魚川地区	11,000	14,500	7,200	41
大野地区	7,400	10,100	2,700	18
根知地区	9,100	14,500	4,000	141
小滝地区	—	—	—	—
今井地区	12,900	14,500	10,000	42
磯部地区	6,900	10,000	4,100	37
能生地区	—	—	—	—
能生谷地区	11,800	20,000	3,600	203
木浦地区	—	—	—	—
青海地区(全域)	—	—	—	—

- (補足) *1 データ数は集計に用いた筆数です。
 *2 著しく高額または低額な契約、**無償の賃借契約はデータ数から除外しています。**
 *3 平均額は、データ数の加重平均値を四捨五入し、100円単位としたものです。
 *4 申請件数の少ない地域は表示していません。
 *5 物納(お米)については、60kg当たり14,500円で換算しています。
 *6 平成21年の農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。

こんな時は農業委員会への手続きが必要です

農地を売買する

農地法第3条により、農業委員会の許可が必要です

- 農地法第3条許可を受けただけでは法務局の登記上の所有権は変わりません
必ず法務局で所有権移転の登記申請を行ってください

農地を農地以外(※1) にする(転用)

農地法第4・5条により、農業委員会の許可が必要です

農地法第4条

- 農地の所有者自らがその農地を転用する場合

農地法第5条

- 農地を買うまたは借りてその農地を転用する場合

※1 住宅を建てる、駐車場にする、資材置き場にするなど

耕作をやめる

農業委員会へ届出が必要です

- 農地の耕作をやめる場合、休耕の届出が必要です
※多面・直払に含まれる農地など、地域と調整が必要または受付できない場合があります

農地の相続を した場合

農業委員会へ届出が必要です

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします

全国農業 新聞

●月4回発行(毎週金曜日) ●購読料/月700円

申込/農業委員会事務局へ

農業で働く方のライフステージに寄り添う年金制度です。
農業者年金に加入しませんか?

保険料の見直し・脱退や再加入可能!

加入対象 60歳未満の国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業に従事している方



関心のある方は農業委員会事務局へ

農地を貸借する



貸借には手続きの方法が3種類あります

	①農地法第3条	②利用権	③中間管理事業
根拠法	農地法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法(～R6年度) 農地中間管理事業の推進に関する法律(R7年度～)
契約方法	貸し手 ↔ 借り手		貸し手 ↔ 農地中間管理機構 ↔ 借り手
契約期間	双方合意で決定(3年・5年など)		原則10年以上
手数料	なし		賃貸借の場合に双方より0.5%
問い合わせ先	農業委員会		農林水産課

②利用権については、令和7年3月で廃止となります

令和6年4月から農地転用の許可申請書等の提出締切日を変更します

変更後：毎月5日締切

変更前：毎月10日締切

※締切日が土日・祝日にあたる場合は、前日になります

※提出先は農業委員会事務局です



法務局からのお知らせです



令和6年4月1日から相続登記の申請が**義務化**されます。

- ※ 正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- ※ 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります。

- ◇ 相続登記の申請手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。
- ◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください。

詳しくは、 又は右の二次元コードで検索

相続登記はお早めに!

※今なら相続登記の免税措置が拡大されています。



不動産登記関連イメージキャラクター「トウキョウネ」

新潟地方法務局 糸魚川支局 (☎ 025-552-0356)

発行：糸魚川市農業委員会事務局 糸魚川市一の宮 1-2-5(市庁舎内) TEL.025-552-1511 FAX.025-552-1086

令和6年度

糸魚川市農作業標準料金表

1. 農作業標準賃金

(単位：円)

作業区分	基準	賃金	摘要
一般作業（標準賃金）	8時間/日	8,300	◎まかない（食事）なし。 ※ただし、作業内容・程度により受委託者間で協議する。

2. 農業機械作業標準料金（消費税含む）

(単位：円)

作業名	機械等	区分	基準	作業料金	摘要
水田耕起	トラクター	未整備田	10a	7,800	◎「整備田」とは土地改良法に基づく整備田とする。
		整備田	10a	7,000	
水田代かき	トラクター	未整備田	10a	8,800	◎1枚10a未満の圃場は5割を上限として割増を加算する。
		整備田	10a	8,400	
田植	田植機	未整備田	10a	8,300	◎湿田、倒伏など作業条件の悪い場合は5割を上限として割増を加算する。ただし、著しく条件が劣悪な場合は、この限りではない。
		整備田	10a	7,500	
田植	側条施肥田植機	未整備田	10a	9,300	◎補助作業は標準料金外とし、受委託者間で協議する。
		整備田	10a	8,600	
稲刈り	コンバイン	未整備田	10a	22,900	◎側条施肥田植機は肥料代を含まない。
		整備田	10a	20,100	
生もみ運搬	自動車等	—	玄米60kg	200	◎道路受けとする。
乾燥・調製（籾摺）		玄米60kg		2,400	◎生籾については、水分30%以上は標準料金の2割を加算する。 ◎乾燥・調製を基本とし、乾燥のみ・籾摺のみは受委託者間で協議する。 ◎くず米を含む。
		玄米60kg（色選利用）		3,200	
土改材散布	機械	—	10a	1,200	◎140kg/10a 散布基準
溝切り	乗用に限る	—	10a	1,600	◎枕地を含め10aの圃場で2往復、30aの圃場で3往復とする。排水口へのつなぎ作業は委託者が行い、基本以上の溝を切る場合は協議する。
		—	30a	2,600	
畦塗り	機械	—	1m当たり	50	◎畔の片面

※耕地条件や作業内容等、実情により摘要事項を確認し両者で協議のうえ決定してください。また、作業料金は機械による作業のみの料金です。田植え等で補助員がつく場合は、農作業標準賃金を目安に料金を両者で協議して決定してください。

3. 機械の移送料金

(単位：円)

作業名	基準	料金	摘要
トラクター・田植機・コンバインの移送料	片道 (1回当たり) 5km以内	3,000	◎5kmを超える場合の加算額は、受委託者間で協議する。

◎上記に記載した料金はあくまでも目安です。実際の金額は耕地条件、稲の倒伏状況などにより、両者で協議のうえ決定してください。

糸魚川市農作業標準料金策定会議